

議案第14号

公益的法人等への杉並区職員の派遣に関する条例及び杉並区特例財団法人に対する助成に関する条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

平成24年2月16日

提出者 杉並区長 田 中 良

公益的法人等への杉並区職員の派遣に関する条例及び杉並区特例財団法人に対する助成に関する条例の一部を改正する条例

第1条 公益的法人等への杉並区職員の派遣に関する条例（平成14年杉並区条例第5号）の一部を次のように改正する。

第2条第1項中第1号を削り、第2号を第1号とし、同号の次に次の1号を加える。

（2）公益財団法人杉並区スポーツ振興財団

第2条第1項中第3号を削り、第4号を第3号とする。

第2条 杉並区特例財団法人に対する助成に関する条例（平成2年杉並区条例第2号）の一部を次のように改正する。

題名中「特例財団法人」を「公益財団法人等」に改める。

第1条中「）が、」の次に「公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律（平成18年法律第49号）第2条第2号に規定する公益財団法人及び」を加える。

別表中財団法人杉並区勤労者福祉協会の項を削り、「財団法人杉並区スポーツ振興財団」を「公益財団法人杉並区スポーツ振興財団」に改める。

附 則

この条例は、規則で定める日から施行する。

（提案理由）

職員を派遣する団体の名称を改める等の必要がある。

公益的法人等への杉並区職員の派遣に関する条例及び杉並区特例財団法人に対する助成に関する条例の一部を改正する条例新旧対照表（抄）

第1条による改正（公益的法人等への杉並区職員の派遣に関する条例の一部改正）

新 条 例	旧 条 例
<p>（職員の派遣）</p> <p>第2条 任命権者は、次に掲げる団体との間の取決めにに基づき、当該団体の業務にその役職員として専ら従事させるため、職員（次項に定める職員を除く。）を派遣することができる。</p> <p>（1） 略</p> <p>（2） <u>公益財団法人杉並区スポーツ振興財団</u></p> <p>（3） 略</p> <p>2及び3 略</p>	<p>（職員の派遣）</p> <p>第2条 任命権者は、次に掲げる団体との間の取決めにに基づき、当該団体の業務にその役職員として専ら従事させるため、職員（次項に定める職員を除く。）を派遣することができる。</p> <p>（1） <u>財団法人杉並区勤労者福祉協会</u></p> <p>（2） 略</p> <p>（3） <u>財団法人杉並区スポーツ振興財団</u></p> <p>（4） 略</p> <p>2及び3 略</p>

第2条による改正（杉並区特例財団法人に対する助成に関する条例の一部改正）

新 条 例	旧 条 例
<p style="text-align: center;">杉並区<u>公益財団法人等</u>に対する助成に関する条例</p> <p>（目的）</p> <p>第1条 この条例は、杉並区（以下「区」という。）が、<u>公益社団法人及</u></p>	<p style="text-align: center;">杉並区<u>特例財団法人</u>に対する助成に関する条例</p> <p>（目的）</p> <p>第1条 この条例は、杉並区（以下「区」という。）が、_____</p>

び公益財団法人の認定等に関する法律
(平成18年法律第49号)第2条第
2号に規定する公益財団法人及び一般
社団法人及び一般財団法人に関する法
律及び公益社団法人及び公益財団法人
の認定等に関する法律の施行に伴う関
係法律の整備等に関する法律(平成1
8年法律第50号)第42条第1項に
規定する特例財団法人(以下「法人」
という。)に対して必要な経費の助成
を行うことにより、法人の運営の安定
に資することを目的とする。

一般
社団法人及び一般財団法人に関する法
律及び公益社団法人及び公益財団法人
の認定等に関する法律の施行に伴う関
係法律の整備等に関する法律(平成1
8年法律第50号)第42条第1項に
規定する特例財団法人(以下「法人」
という。)に対して必要な経費の助成
を行うことにより、法人の運営の安定
に資することを目的とする。